

道徳判断における存在命題から当為命題への推論

田 中 茂 樹

一 はじめに

天野和夫教授は、法哲学における次の二つのアポリア（難問）に果敢に挑戦したと思う。一つは国家権力の不正な行使に抵抗する「権利」を国民が有するという主張をどのように根拠づけるかという問題である。いま一つは法規範の「べし」（以下「当為」とも表現する）としての性格（一定の行為をすべきだという属性）がどのような過程を通じて生成するかという問題である。前者の研究は、六〇年安保闘争の高揚期の実践活動に基づく「戦後日本における順法と抵抗の思想」（岩波現代法講座、一九六六年）の執筆によって、終止符が打たれた。¹⁾

後者の研究は、主としてH・ケルゼンの『純粹法学（第二版）』（一九六〇年）の内在的批判を通じて進められた。その成果が「法規範の存在的性格と当為的性格」（立命館法学、一九七七年三・四・五・六号）である。この論文は、存在と当為とを峻別するケルゼンの学説においてもこの両契機の接点を見出しつると指摘した上で、マルクスの『資本論』における労働過程論の叙述をてがかりとして、「存在」と「当為」は人間生活の日常的過程においては未分離であるが、行為規範の生成過程においては「当為」ないしは「目的・価値」が因果法則の支配する「存在」から分離

される、と論証しておられる。この一九七七年の論文のご構想は、私が天野教授の「非公式の門下生」としてご指導を受けるようになった一九六四年頃から繰り返し伺っていた。私は、この論文の結論は、一定の状況においては存在命題から当為命題への推論の可能性があると主張するJ・R・サールの一九六四年の論文と偶然にも符号するとみなしてきた。しかしこのような英米の道徳言語分析の動向に全く言及をしない天野教授の簡潔にすぎる叙述は、碧海純一教授のような「マルクス主義は自然主義的誤謬を犯している」と説く論理実証主義者を言語の機能分析にもついで内に批判的に説得するためには、かなりの補足説明を必要とするのではないかと思われる。本稿はこのような天野論文の補足説明を意図している。

ちなみに一九六〇年代から七〇年代にかけての天野教授の最大関心事は、川島武宜教授（法社会学）と碧海純一教授（法哲学）を中心とする「経験法学研究会」の方法論的立場をマルクス主義の立場から批判的に検討することであった。⁽²⁾

天野教授の論文「経験法学の問題点」（『法律時報』一九六六年八月号）は、法社会学者の江守五夫教授の論文「経験法学の方法と史的唯物論」（『法律時報』一九六六年四月号）とともに、全国の研究者に大きな衝撃を与えた。これらの批判に対する川島教授と碧海教授からの座談会形式の反論は、『法学セミナー』（一九六七年四月号・五月号）に掲載された。この座談会では甲斐道太郎教授が天野教授の見解を紹介しているが、川島教授は価値判断と事実判断との峻別論の立場から「今そういう疑問が京都で起こっているということを知り、ぼくは驚くわけです。というのは、ぼくは何べんも書いたように、価値判断そのものは、終局的には、個人のもっている価値に依存するわけであり、そうして価値の優劣ということは、もうサイエンスの領域を越えるわけです」と主張している。⁽³⁾

その後の天野教授は、一九七六年の論文「法社会学とマルクス主義」において、「経験的事実に関する単純な知識の権威は一夜のうちに凋落した。」
ところで、当時の天野教授と私が苦吟した道徳哲学的問題は、はたして「当為」ないし規範は「存在」ないし事実から「推論」(deduce) しえないであろうか、法規範を基礎づける「当為」もまた「存在」に「還元」(reduce) するのではないか、というアポリアであった。⁽⁶⁾
この問題をめぐる道徳哲学的議論は、W・D・ハドソン (Hudson) が提示する次のような設例に則して吟味される。⁽⁶⁾

大前提 「論争的な問題は学校で教えるべきではない」(当為を含む一般的な道徳判断)。

小前提 「宗教は論争的である」(当為を含まない事実判断)。

結論 「宗教は学校で教えるべきではない」(当為を含む特殊的な道徳判断)。

この設例の結論に反対する論者はこの三段論法のうち特に小前提(事実判断)の部分に攻撃を集中するのである。例えば「宗教のみならず科学や歴史もまた論争的である」とか「学校生徒たちは神の問題についても関心を示す」というような事実の陳述の形態をとることによって論敵の結論と大前提の不確かさを暴露するであろう。

ここで注意しなければならないのは、すべての道徳判断ないし価値判断がつねに「当為命題」の文法形式をとるとは限らず、逆にすべての事実判断がつねに「存在命題」の文法形式をとるとは限らないということである。たとえば

「この行為は正しい」(This act is right) とこの命題は「この林檎は赤い」(This apple is red) とこの命題と同様に、文法上はとも「である」(is) を繋辞としてはいるが、前者は道徳判断ないしは価値判断であり、後者は事実判断である。一般的に言えば「正しい」(right) や「よい」(good) などの道徳言語と「べき」(ought, sollen) とは、ともに二十世紀の英米における道徳言語分析の主たる対象であったが、ドイツや日本の一部の法哲学者は「当為」を法規範の性格を根拠づけるものとして無反省に活用してきた。ところがオクスフォードのヘアなどはすでに一九五〇年代から「よい」の言語機能と「べき」の言語機能の異同を精密に検討する作業に着手している。以下ではまずその研究史を概観する必要がある。

- (1) この業績についての評価は、本誌の笹倉論文に譲る。
- (2) 天野教授の法学方法論についての評価は、本誌の竹下論文に譲る。
- (3) 潮見俊隆編『戦後の法学』日本評論社、一九六八年、二二七―二三八頁。
- (4) 黒木二郎編『現代法社会学』青林書院、初版一九七六年、一九八九年、七八頁。
- (5) 天野和夫・片岡昇編『現代法学入門』(法律文化社、一九七七年) 二八四頁以下。
- (6) W. D. Hudson (ed.), *The Is/Ought Question, A Collection of Papers on the Central Problem in Moral Philosophy*, MacMillan, 1969, p. 13.

二 方法二元論と直覚主義

一 戦前の日本の法哲学界に存在と当為との「方法二元論」(Methodendualismus) をもたらした代表者は、西南ドイツ学派(十九世紀後半以降に台頭した新カント主義の一派)のG・ラートブルッフ(一八七八―一九四九)である。彼は『法哲学』の第三版(一九三二年)において、「カントの哲学はわれわれに、存在するものから価値あるもの、正しいもの、あるべきものを推論することが不可能であることを教えた。どんなものでもそれが存在するまたは導き出したのであった。

存在した―あるいはまた存在するのである―という理由だけでは決して正しいとはされない⁽¹⁾と主張し、実証主義、歴史主義、進化論、ヘーゲルおよびマルクス主義による存在と当為の一元論を否定した⁽²⁾。そして「当為命題(Sollensätze)は他の当為命題によってのみ理由づけられ立証されることができ。まさにそれゆえに究極の当為命題は、立証不可能であり、公理のようなもので、認識することはできず、ただ確信(Bekanntnis)することができにすぎない」とも主張して、価値判断の「相対主義」(Relativismus)の立場をもこの「存在と当為」の峻別論から導き出したのであった。

しかしラートブルッフは、この方法二元論がカント哲学のどの部分から導出されたかを明示していないばかりか、一九一四年の『法哲学』(初版)においては、「本書が二元論的立場をとることに決めるならば、それは、改めてその理由を詳しく説明できるような態度の決定ではなく、たんにいつそう明確に示しておくべき態度決定の一つにすぎない」と述べているにすぎない。つまりラートブルッフの方法二元論は、この書の初版から第三版までの十八年間に徐々に形成されたものであり、第三版における「当為命題は他の当為命題によってのみ理由づけられ立証されることができ」という叙述は初版には見出せない。

この改訂(ラートブルッフ『法哲学』の第二版は刊行されなかったとのことである)は、ヴィーンのH・ケルゼン(一八八一―一九七三)の論文「規範科学としての法学と文化科学としての法学」(一九一六年)が、ラートブルッフらの西南ドイツ学派の文化科学論における「存在と当為の区別」は不徹底であると厳しく批判したこと⁽⁵⁾によると考えられる。

二 ラートブルッフとともに日本の法哲学に「方法二元論」をもたらしたケルゼンは、『純粋法学』(初版、一九三四年、第二版、一九六〇年)において、規範(Norm)は「当為」であるが、意志作用(Willensakt)は「存在」で

あって、この絶対的な区別を無視することは「方法混同主義」であると主張した。では規範とは何か。ケルゼンはい

う。
 『規範』とは行為の意味 (Sinn) である。それによってある行動が命令され、許容され、特に権能を付与される。その際注意しなければならないのは、他者の行動に対して意図的に向けられたある者の行為の特殊な意味としての規範は、意志作用とは異なるのであって、意志作用の意味が規範だということである。というのも規範とは当為 (Sollen) であり、意志作用は存在 (Sein) だからである」と。⁽⁶⁾

しかしながら「意味」とは何か。この言葉は多義的である (オグデンとリチャーズは、意味という言葉の定義は少なくとも十三種類ある、という)。人間はどのような認識活動によって、命令や許容や権能賦与などの機能をもつ「規範」が「存在」でなく、むしろ「当為」であると識別するのか。これらの重要な問題についてケルゼンは『純粹法学』(第二版)において「存在と当為との区別についてはより詳細に論ずることはできない。この区別はわれわれ人間の意識に直接に与えられる」という突き放した説明しか与えていない。⁽⁷⁾

もっともこの説明には「G・E・ムーア (Moore) が『倫理学原理』(Principia Ethica) の中で『よひ』(good) は「黄色い」と同様に単純であると」述べているように、単純な「当為」概念は、定義不可能であり、分析不可能である⁽⁸⁾という興味深い脚注が挿入されている。

このようにケルゼンは「当為」や「よひ」などの概念は定義不可能であり、分析不可能であるとみなした。ここで引用された英国の G・E・ムーア (一八七三—一九五八) の見解とは、次のような主張である。「わたしの言わんとする要諦は、『よひ』とは「黄色い」というのが単純な観念であるということ、そして諸君が黄色とは何かということ、いかなる方法によってもすでにそのことを知っている人にたいしてでなければ説明し得ないと同様に、善と

は何であるかを説明できないということである。⁽⁹⁾「ちょうど黄色いものは、すべて光の中に一定の種類を生ぜしめることが真であるのと同じように、すべての『よひ』ものはまた何かでもあるということも真であるかも知れない。そして事実倫理学はすべての『善い』ものに属する他の性質が何であるかを発見することを目標とするのである。しかし余りにも多くの哲学者たちは、彼らがかかる性質を挙げた時に実際に『善』ということの定義を与えたのだと考え誤ってしまったのである。……私はかかる見解を『自然主義的誤謬』(the naturalistic fallacy) と呼ぶことを提案する。⁽¹⁰⁾」

このようにムーアは「よひ」は「黄色い」と同様にあくまでも「よひ」であり、快楽や光の自然的性質によって「定義」することはできない、と唱えたのである。このムーア説は「直覚主義」(Intuitionism) と呼ばれる。

三 このムーア説を戦後の日本に導入したのは碧海純一教授である。碧海教授は一方では「いわゆる価値問題の多くは、分析によって、相当な程度まで真正な経験問題に還元される」と述べながら、他方では「事実問題のみから成る前提から倫理命題を演繹することは、ムーアのいう『自然主義のフマラシー』(the naturalistic fallacy) としてきびしく斥けられねばならない」と主張した。碧海教授が厳しく斥けようとしたのは、種々の自然法論、ヘーゲルおよびマルクス主義である。特にマルクス主義の源泉の一つであるヘーゲルの弁証法に対しては、「論理的に見て十分に articulate でない推論を許すならば、奇術師がシルクハットの中から、鳩や、金貨やら、その他およそどんなものでも自由自在に取り出すように、どのような結論をも『客観的価値判断』の名のもとに出してやる」ことができるであろう」と繰り返し攻撃をした。しかし碧海教授のこのようなムーア理解については、ムーアが批判しようとした学説は主として功利主義と進化主義であったこと、さらに「よひ」という言葉は快楽などの「よひもの」の自然的属性への置換によって定義できないというムーアの直覚主義は、やがて一九三〇年代に台頭してきた「道德言語の情緒

説」から厳しい批判を受けたこと⁽¹⁴⁾。そして晩年のムーア自身がこの批判を部分的には受容し、自説を修正したとされている⁽¹⁵⁾ことに留意すべきであろう。

ところで初期(神戸大学時代)の碧海教授は、このムーアの「自然主義的誤謬論」のみならず、第二次世界大戦の直前にウィーンから英米に渡った「論理実証主義」(Logical Positivism)の哲学的的方法論を戦後の日本の法哲学界に精力的に導入した。

当時の碧海教授に大きな影響を及ぼしたのは英国の代表的な論理実証主義者A・J・エアである。エアは、一九三六年の著作『言語・真理および論理』において、哲学と科学からの一切の形而上学命題の追放を旗印とし、単に道徳的判断を表現しているにすぎない文章は「苦痛の叫びや命令の言葉が検証不可能(unverifiable)であるのと同じ理由で検証不可能である」と主張した。けれども東京大学に転任した碧海教授は、およそ一九六三年以降、「こうした論理実証主義の立場はやや行きすぎ」であると認めて、自説を変更した。

四 論理実証主義は、碧海教授も認めたように、道徳哲学の分野では見るべき成果を挙げていない。他方で米國(イエール)の道徳哲学者C・L・スティヴンスンは、『倫理と言語』(一九四四年)において、「英語の『嗚呼(alas)』とどのような言葉は指示対象(referent)をもたないが、しかしある種の意味―すなわち情緒の意味をもつ」と主張した。言葉の意味に関する彼の見解と独特の研究手法は次第に注目されはじめた。彼の「意味の情緒説」は存在(事実判断)と当為(価値判断)との直覚主義的な峻別論や論理実証主義の「検証不可能性論」の欠陥を克服する契機を潜在的に含んでいた。

スティヴンスンによると、言葉の意味は「記述的」(descriptive)であるとともに「情緒的」(emotive)である⁽¹⁹⁾。情緒の意味と記述の意味とは、それらの起源と実際の作用において、極めて密接な関係にある。大抵の言葉は、感情

や態度に影響を与える性向をもち、他方で認識に影響を与える性向をもちつつある。つまり言葉の「情緒的意味」とは「ある態度を惹起し、直接に表明するために獲得している力」のことであり、この力は言葉の歴史に由来する⁽²⁰⁾とされる。

この主張は、戦後の英米の道徳哲学研究とりわけオクスフォードの日常言語学派による道徳言語分析に大きな影響を及ぼした。オクスフォードのM・ウォノックは「一九四五年に『マクス』出版されたスティヴンスンの『倫理と言語』は、数年の間、情緒説のバイブルとなった⁽²¹⁾」と書いている。

そこで本稿は、以下まず第三章においてこの情緒説の登場以降における「よい」(good)および「べき」(ought)の言語機能に関する戦後英米の道徳言語分析(最近では分析倫理学、メタ倫理学ともいう)の一応の到達点を整理した上で、次に第四章および第五章において一方では一九六〇年代に台頭した「発話行為」論ないしは「言語行為」論を紹介しながら、他方では「当為の存在への還元」の可能性あるいは「存在から当為への推論」の可能性をめぐる論争の成果を検討したい。

- (1) G. Radbruch, Rechtsphilosophie, Koehler, 1970, S. 97.
- (2) ヘーゲルの存在概念とラートブルッフの存在概念は大きく異なるからか「ヘーゲルは存在と当為とを一つのものとした」(Radbruch, a. a. O., S. 111.)とラートブルッフの説明は正確ではない。
- (3) Radbruch, a. a. O., S. 100.
- (4) Radbruch, Rechtsphilosophie, Verlag von Quelle & Meyer, 1914, S. 3.
- (5) H. Kelsen, Die Rechtswissenschaft als Norm- oder Kulturwissenschaft, Schmollers Jahrbuch 40, Jahrgang, 1916, SS. 118f-123ff.
- (6) H. Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., Franz Deuticke, 1960, S. 5.
- (7) Kelsen, Ibid.
- (8) Kelsen, Ibid.

- (9) 現代倫理研究会訳『現代英米の倫理学』福村出版、一九七六年、八二―八三頁。
- (10) 同上、八七―八八頁。
- (11) 碧海純一「法哲学および法学と言語理論」(初出は法律時報一九五五年五月号)、引用は碧海『法と言語』日本評論社、一九六五年に於ける一五八頁。
- (12) 碧海『新版法哲学概論(第六版)』弘文堂新社、一九六八年、三〇六・三一〇頁。
- (13) 碧海「現代法思想の理論的基礎」岩波講座『現代法の思想』、一九六六年、五四頁。
- (14) 碧海教授は『法哲学概論』の旧版において次のように書いていた。「ムーアは倫理価値命題が言及する性質が『非自然的な』性質であることを主張したが、今日の分析経験主義(特に論理実証主義の系統に属するひとびと)は、自然主義的誤謬に対するムーアの批判を『けつぎつぎつ』とかがれがそれにかわるものとして直感主義にはじつたことを攻撃する」(碧海『法哲学概論(初版)』、弘文堂、一九五九年、二七九頁)と。この書物で碧海教授のいう「直感主義」とは本稿でいう「直覚主義」のことである。
- (15) スティヴンソンは『倫理と言語』において「今日倫理学上の情緒説(emotive aspects)を強調する学者の殆どすべて(私自身を含む)はかつてムーアの大きな影響下にあった」と述べた上で、脚注において「ムーアはごく最近の著作では情緒説を半ば受容している」とコメントしている(C. L. Stevenson, *Ethics and Language*, Yale U. P., 1944 p. 224)。
- (16) A. J. Ayer, *Language, Truth and Logic*, 1936, Penguin Books, 1971, p. 144.
- (17) 碧海『新版法哲学概論』前掲、四頁。
- (18) Stevenson, op. cit., p. 42.
- (19) Ibid., p. 84.
- (20) Ibid., p. 33.
- (21) M. Warnock, *Ethics Since 1900*, Oxford U. P., 1960, p. 75.

三 意味の情緒説と指図主義

一 戦後のオクスフォードにおける言語分析の指導者はR・M・ヘア(一九一九―)とJ・L・オースティン(一九一―六〇)とである。彼らが軍隊から大学に復帰した時期は道德言語の意味の情緒説が隆盛であった。そこでスティヴンソン『倫理と言語』の到達点を確認しておこう。その第一の貢献は、会話における言語の構造と機能を観察するための作業モデルを設定したことである。たとえば「これはよい」(This is good)というモデルは^(a)「私はこれを是認する」(I approve of this)と^(b)「手」の心理状態を記述する部分と^(c)「吾もそのようになる」(Do so as well)と^(d)「命令的部分との組み合わせから構成されている」つまり「これはよい」という道德判断は記述文と命令文に置換可能である。

この典型的モデルにおいて、^(a)の心理的状态は経験的に検証しうる。他方で^(b)の命令については証明不可能であるといわざるをえない。けれどもスティヴンソンは、倫理学の証明においては、科学における証明(proof)とは違って、「代替証明」(substitute for proof)「合理的基礎」(rational foundation)または「間主観的妥当性」(intersubjective validity)で満足すべきではないかと考える。⁽²⁾たとえば「ドアを閉めなさい」という命令に対して、相手方から「なぜ?」という疑問が表明される場合、「風が強い」という命令の「理由づけ」ないしは「代替証明」が提出されるのである。⁽³⁾この「理由づけ」は、命令者が変更しようとしている状況または命令がもたらそうとする新たな状況を記述する。このように命令文や疑問文と「理由づけ」との間には依存関係がある。言語分析におけるスティヴンソンの第二の貢献は、この依存関係を指摘したことである。

第三の貢献は、話し手と聞き手の間の不一致を「信念の不一致」(disagreement in belief)と「態度の不一致」(disagreement in attitude)とに区分した⁽⁴⁾ことである。⁽³⁾ちなみに英国における「意味の情緒説」を代表するJ・O・アームソンは、『倫理の情緒説』(一九六八年)において、この区分の卓拔さを支持している。⁽⁴⁾

スティヴンソンは会話における「態度の不一致」ないしは「意見の不一致」の例として、^(a)食事の場所は音楽が聴

けるレストランにするか静かなレストランにするか、(b)美術館に古典を購入するかそれとも現代作家の作品を購入するか、などの例を挙げる。もとよりこれらの不一致において一方が他方の意見を聞いて自分の態度を変更することも稀ではない。他方で「信念の不一致」は事柄の叙述がどれほど真実に合致するかに関わる。

ステイヴンスンは、右のようなユニークな方法論にもとづいて、次の二種の作業モデルを提示する。第一のモデルでは、甲の態度を乙が事実の陳述を通じて変更させようとする。

甲 約束を破ることは悪い。

乙 破る方がよいこともある。

第二のモデルでは、甲の信念を乙が言語の説得的定義を通じて変更させようとする。

甲 彼は正式の教育を受けておらず、教養に欠けている。

乙 彼には教養がある。本当の教養とは感受性と獨創性に恵まれていることだ。

以上のようにステイヴンスンは、道徳言語の意味が問題となるのは紛争つまり「不一致」が生じた場合であると思定し、「信念の不一致」は真偽の判定に関わるが、「態度の不一致」(意見の不一致)は真偽の判定に関わらないと定義した。さらにこれらの不一致が事実の陳述や理由づけを通じて解消される二種のモデルにおいて言語の記述的機能と情緒的機能とが有機的に連関していることを示唆した。この指摘がオクスフォードの学者たちの関心を惹きつけたのである。

二 R・M・ヘアは、ステイヴンスンの「意味の情緒説」を一歩進めて、一九五二年の『道徳の言語』において、「よい (good)」と「よい」価値判断は対象の是認 (approval) や勧告 (commend) の表明 (express) ではないかと論じる。⁽⁵⁾ つまり私が「これはよい」と語ることは「私はこれを好む。君にも勧める」と語ることである。けれど

ヘアは、論理実証主義者とは違って「よい」や「よく」などの道徳言語は非記述の意味と記述の意味をもち、ときには何らかの情報を伝えると考える。たとえば「この自動車はよい」という私の言明は「よい」と判断する理由づけ(たとえば「安いが速い」という事実の陳述)と関わる。

その限りで、「この車はよい」は「この車は赤い」と同様「⁽⁶⁾」とともに記述的 (descriptive) であると見える。しかし今仮に記述の意味と勧告の意味とをまじ「よい (good)」ではなく、記述の意味をもつが勧告の意味を欠如する good という造語を用いて「この自動車は doog⁽⁶⁾だ」と言明したとしよう。するとこの後者の言明は前者の「この自動車はよい」という言明が伝達しようとする情報の半はしか伝達しえないことが判明するであろう。⁽⁶⁾ つまり「よい」という言葉の記述の意味はその評価の意味 (evaluative meaning) に比べて二次的である。⁽⁷⁾ これに対して「綺麗好き (tidy) や「働き好き (industrious) などの言葉は、必ずしも推奨するためにのみ用いられるわけではないからして、評価の意味が記述の意味に比べて二次的である。⁽⁸⁾

われわれは「よい」の評価の意味を昔から知っている。人々はこの言葉を対象の賞賛や推奨や勧告のために使用してきた。しかし「この自動車はよい」という「理由づけ (reason)」の記述の意味ないしは定義は、自動車のモデルチェンジによって変化するであろう。この場合「よい」という言葉の評価の意味は、対象である「自動車」の記述的意味を変更するため、または「よい」の新たな規準を設定するために、用いられる。⁽⁹⁾ このような「よい自動車」の定義や「理由づけ」における評価の意味と記述の意味との連関は、「情緒主義 (emotivism) のステイヴンスンが上述の第二モデルにおける「教養」の説得的定義の説明を通じて漠然とながら暗示したところである。ヘアはこの暗示をもとにして、「よい」という言葉は「情緒的意味」のみならず「評価的意味」をもつことを解明したのである。そこでヘアの学説は「言語の評価の意味説」と特徴づけることができる。

他方でへアは、命令文と平叙文との関係については、命令文は「よい」や「正しい」を含む文章と同様に「指図的」(prescriptive)作用をもつ、と説明している。⁽¹⁶⁾ 指図的作用とは行為や選択を導く性質のことである。そこでへアの学説は「指図主義」(prescriptivism)と呼ばれてきた。⁽¹⁷⁾

三 ところでへアは、ムーアやステイヴンソンが殆ど分析しなかった「べし (ought)」の機能の分析を重視している。へアは「べし」という言葉には「よい」とは異なる何らかの機能があると気づいている。彼は「よい」の第一次的な機能は評価の意味であったが、「べし」の第一次的な機能は必ずしも評価の意味ではないと漠然と意識しているのである。

へアによれば、たしかに「べし」という言葉を含む文章もまた命令文や「よい」という言葉を含む文章と同様に行為の「指図」に用いられる。⁽¹²⁾ しかし「べし」が使われるのは特殊な状況である。その状況では次のような疑問文が前提とされている。「私は何をすればよいのか」(What shall I do?)。この疑問に対して、次のような種々の指図がなされる。

- (a) 命令文「彼に金を返せ」。
- (b) 一般論「返済を約束した金は返すべきだ」。
- (c) 上記二つの結合「君は彼に金を返すべきだ」。
- (d) 過去完了「君は彼に金を返すべきであった」。

このように、私の疑問に対する指図は命令文の形態でなされても、「べし」を含む文章でなされても、その意味には変わりがない。このような「べし」の指図的機能は「よい」という言葉に比べて一層顕著である。このようにへアは、「べし」という言葉には「よい」という言葉とは微妙に異なる用法があると示唆している。へアが明言している

+

わけではないけれども、「べし」を含む文章は、自己の行動に関する質問の相手方の意志を確認するための特殊な助動詞(英語ではshall、ドイツ語ではsollen)を含むことに注目しておきたい。

四 ところで「べし」は「よい」と同様に評価的であるとともに記述的である。だが「この自動車はよい」という場合の「よい」の判断の規準は多分に主観的である。「安いが速い」という規準をではなく「豪華さ」を選択の規準とする聞き手もいる。しかし「べし」には話し手が事情を知らない聞き手(たとえばオクスフォードへ着いたばかりの留学生)に客観的な行動規準を教えるという機能がある。「Xはそうあるべき程に熱心でない」(X is not working as hard as he ought to)、という言明は、一方ではXという学生個人の勤勉さの事実についての記述的情報のみならず、オクスフォードで伝統的に「期待」されている勤勉さの「規準」についての評価的情報をも包含している。⁽¹³⁾

以上のようなへアの言語分析の中で、本稿の主題にとって特に興味深いのは、命令文や「べし」を含む当為命題のみならず、事実に関する存在命題もまた行為の指針たりつるといつ指摘である。すなわち「君は真実を語るべきだ」と語る当為命題は聞き手の行為への指針であるが、たとえば列車の座席を確保しようとする乗客に対して、「列車は今発車するところだ」と存在命題で語ることも聞き手の行為への指針たりつるのである。⁽¹⁴⁾ 思うに、一定の状況の下で「すぐ衣服を脱げ」とか「すぐ衣服を脱ぐべきだ」などの強圧的な発言をする代わりに「蛭が今君の袖口から入ったよ」と穏やかに情報を与えるだけで、聞き手に対して同じ効果を生じさせる。このように「べし」の機能に関するへアの分析は、存在命題と当為命題とはときには同じ指図的機能をもつことを示唆している。

(1) Stevenson, Ethics and Language, p. 26.

(2) Ibid., p. 27. 渡辺千原「医療過誤訴訟と医学的知識」(文命館法学創立百周年記念論文集所収)は、医療過誤訴訟における証明についても同様の問題があることを論じている。

- (3) Ibid., p. 2. なお一九三〇年代のスタンソンは「信念の不一致」(disagreement in opinion)とを対立させていたが、64頁の後者を「態度の不一致」と呼ぶようになった。
- (4) J. O. Urmson, *The Emotive Theory of Ethics*, Hutchinson U. P., 1968, p. 40.
- (5) M. Hare, *The Language of Morals*, 1952, Oxford U. P., 1964, p. 10, p. 91.
- (6) Ibid., p. 116.
- (7) Ibid., p. 118.
- (8) Ibid., p. 121.
- (9) Ibid., p. 119.
- (10) Ibid., p. 3, p. 14.
- (11) G. J. Warnock, *Contemporary Moral Philosophy*, Macmillan, 1967, pp. 30-61.
- (12) Hare, *Language of Morals*, p. 155.
- (13) Ibid., p. 160.
- (14) Ibid., p. 163.

+

+

四 行為遂行的発話と慣習的表現

一 ヘアに先行して、オクスフォード学派の言語分析を指導したJ・L・オースティンもまた、平叙文のみが事実や存在の記述であるという素朴な想定に疑問を提起した。以下では、彼の没後に刊行された『言葉によってどのように行為するか』(初版は一九六二年)に於いて、その論点を追跡する。

まず彼は、次のような文は「遂行的」(オースティンの原語はperformativeである)。「この造語は法律家の用いるoperativeに最も近い(という)であると特徴つける」⁽¹⁾。

+

+

例一 (結婚式で)「そうします。(私はこの女性を法律上の妻と認める)」。

例二 (進水式で)「この船をクイン・エリザベス号と命名する (name)」。

例三 (遺言状で)「私の時計は弟に遺贈する (give and bequeath)」。

これらの文章や発言はいずれも「与じ」や「与じ」などの助動詞を含まない。ところが記述 (describe) もせず、報告 (report) もせず、真偽のいずれでもなく、そしてその文の発言 (uttering) が「なすこと」(doing) であるか、または「なすこと」の一部をなすという独特の力をもっている。

もとよりこれらの「遂行的」発言は、それが語られる状況が適切 (appropriate) であるか不適切であるかの判定は受ける。しかし同じ発言が「遂行的」に用いられることもあれば、ときに「確証的」(オースティンの原語はconstativeとこの造語である)に用いられることもある。たとえば「私は是認する」(I approve)は、一方で遂行的な力を有することもあるが、他方で「私はこれに好意を抱く」(I favor this)とこの記述の意味を有することもある⁽²⁾。この両面性については、ヘアの「これはよい」は「これを好む」と同じだという説を継承している。

+

+

二 以上のようにオースティンは、文をとりあえず「遂行的」発言と「確証的」発言とに区分したのであるが、「遂行的」機能以外の「情緒的」機能や「記述的」機能を完全に否定したわけではない。彼は「遂行的」機能をもつ「感謝」や「陳謝」や「是認」を表現する動詞は同義の動詞や形容詞に置換しうると考えた。そこでこれらの言語について次のような一覧表を作成した⁽³⁾。この一覧表における左端は「遂行的」発言であり、右端は「情緒的」発言である。中央の発言は「純粹に記述的ではないが、半ば記述的」という特徴をもつ。

I thank	I am grateful	I feel grateful
I apologize	I am sorry	I repent

道德判断における存在命題から当該命題への推論 (田中)

+

I approve

I approve of

I feel approval

この一覧表の中央の発言では、形容詞と動詞とが混在しているが、オースティンによればある発言が遂行的であるか否かを決定する文法的規準はない。

次に彼は、やや唐突に「遂行的」発言と「確証的」発言との区別とは異なる新たな区別を提唱する。すなわち「何かを語る」(saying something) という行為を「発語行為」(locutionary act) と呼び、これを「発話内行為」および「発話媒介行為」から区別する。「発話内行為」(illocutionary act) とは、発語行為の遂行によって、もつひとつ別な行為をすることである。また「発話媒介行為」(perlocutionary act) とは、以上二つの行為がもたらす効果としての行為、もしくはこの効果に随伴する行為のことである。オースティンは次のような例を提示する。⁽⁵⁾

発語行為 He said to me, "You can't do that".

発話内行為 He protested against my doing it.

発話媒介行為 He pulled me up, check me.

同 上 He stopped me, he brought me to my sense, & c. He annoyed me.

彼の狙いは哲学者の関心を第二の発話内行為に向けるところであった、という。

三 以上のようなオースティンの発語行為論には、虚をつかれるところがある。彼はヘアと違つて「よい」や「べし」などの道德言語の分析には従事せず、主として法的権能、法的責任および法的義務などに関わるどころの「遂行的」言語の機能に強い関心を示した。明らかにオースティンは、法律家が行為と呼んでいるものの多くが「遂行的」発言である、と考えている。彼は法哲学講座の H・L・ハートと親密であった。

このように法的言語に関心を抱くオースティンの分析と「よい」や「べし」などの道德言語に関心をいだくヘア

+
+

(一九六六年以後に道德哲学講座を担当) の分析は、どのような関係にあるのか。オクスフォードでのキャリアにおいてはオースティンが先導であるが、著作活動ではヘアが先行している。すでに見たように、オースティンはヘア説が先行していることを意識しているが、にもかかわらずヘア説がオースティン説によって克服されたとみなすべきではない。両者は全く異なる言語群を分析対象としているからである。

四 カリフォルニア大学 (バークレイ) の道德哲学者 J・R・サールは、一九六八年、オースティン (一九六〇年死去) による「発話行為」と「発話内行為」との区別が妥当であったかという点について、およそ次のように批判している。

オースティンは、当初の事実確証的発言 (事実の陳述や記述) と行為遂行的発言 (約束、陳謝、警告など) との区別を「言語行為」(speech act) の一般理論にすり替えている。彼の当初の区別とは「語り」(saying) であるところの発言と「行い」(doing) であるところの発言との区別であったと思われる。事実確証的発言は真偽判定が可能であり、行為遂行的発言は真偽判定が不可能であるとみなされがちであるが、彼は周到にある種の行為遂行的発言 (たとえば「警告」) は真偽判定が可能であるとみなしていた。

ここまではよいとしよう。しかし今や彼は、当初の確証的発言と遂行的発言との区別を「発話行為」と「発話内行為」との区別という別な区別にすり替えている。「発話行為」とはある意味を伴つ発言である。「発話内行為」とはある力を伴つ発言である。

たとえば「私はそれをしようとしているところだ」という発言の機能は、「約束」、「予告」、「脅迫」、「警告」、「意図の陳述」など多様である (そのような力をもちうる)。だがこれらの多様な力は「発話行為」の力であるとともに「発話内行為」の力でもありうる。

たとえば「私がそれをしようとしていると私は」に約束する」(I hereby promise that I am going to do it.) という発言のうち「私はそれをしようとしている」という部分は意味を伴う「発話行為」であるが、「私は約束をする」という部分は少なくとも「発話内行為」でなければならぬ。しかしここには二つの行為があるのではなく、同じ行為についての二つの名称がある、というべきである。このようにある種の「発話行為」は「発話内行為」でもあるといわざるをえない。

たしかにオースティン説における「発話行為」と「発話内行為」との区別には、サールが批判するように、不明確な箇所がある。両者はオーバーラップしていると思われるのである。オースティンは次の二つの試みを同時並行的に進めていた。一つは多くの法律家が行為と呼ぶ「任命する」、「許可する」、「贈与する」、「約束する」などの発言を類別化する試みである。もう一つは「発話行為」と「発話内行為」の区別が特殊理論であって、「遂行的」発言と「確認的」発言との区別が一般理論であるのみならず、言語理論を体系化しようという試みである。しかしオースティンはすでに「規範的・評価的」発言と事実的発言との区別は不要なものとみなしていたのであるから、「遂行的」発言と「確認的」発言との区別の基礎も不安定であると認めるべきではなかったか。

五 そこで以下ではまず、「陳謝」に関する言語群を例として、オースティンにおける「遂行的」発言と「半ば記述的」発言ないし「情緒的」発言との区別について検討したい。

前掲のオースティンの一覽表では、左端の「私は陳謝します」(I apologize) という発言は「遂行的」であり、右端の「私は悔しい」(I repent) という発言は「情緒的」であり、そして中央の「遺憾に存じます」(I am sorry) という発言は「純粹にはないが、半ば記述的」であるとされている。ここには少なくとも次の二つの論点が潜んでいる。

一つは、遂行的な「私は陳謝します」と情緒的な「私は悔しい」との区別は、発言者の行為と結果についての客観的評価と主観的評価との区別ではないか、という問題である。前者の「私は陳謝します」という発言は、発言者が自己の行為と結果を相手方の視点から客観的に非難しているのに対して、後者の「私は悔しい」(「私には駄目なところがあった」という)発言は、発言者が自己の行為と結果を自己の内面において主観的に反省しているにすぎない。前者の「遂行的」発言の聞き手は、発言者の行為による被害者側もしくは行為の是非を判別する第三者である。他方で後者の「情緒的」発言の聞き手は、発言者自身もしくは発言者の身内である。

もう一つは、「純粹にはないが、半ば記述的」発言だとされている「遺憾に存じます」(「申し訳ない」という定型的な発言は「遂行的」発言で「情緒的」発言との総合的性格をもつのではないか、という問題である。発言者は一方でこの発言の聞き手(相手方)と第三者(裁判官など)からの非難を受容する態度を表明し、他方では自己自身を非難している。

この点に関連して、「私は……と言わなければならぬことを遺憾に存じます」(I'm sorry to have to say...) という丁寧な発言形式を、オースティンは慣習的な感情表現の形式であると解釈し、これを「儀礼的表現」(polite phrase)と呼んでいる。私見では「遺憾に存じます」(「申し訳ない」というありふれた発言もまた慣習的・儀礼的な表現の形式である。しかしなぜ「遺憾に存じます」(「申し訳ない」という慣習的・儀礼的な表現が「陳謝します」という「遂行的」発言や「後悔している」という「情緒的」発言よりも頻繁に用いられるのであるのか。それはこの慣習的・儀礼的表現が、行為への非難の主観的側面(加害者が内面で悔いている)と客観的側面(対外的に被害者に陳謝の意志を表明する)との両面を満足させているだけではなく、さらにこの慣習的発言の定型的形式が第三者(裁判官など)が予め用意している非難の理由づけの定型的形式に適合しているからである。

六 次に「約束」について考えてみたい。オースティンは「私はそこに居るだろう」(I shall be there)は「原初的な遂行的」(primary performative)発言であり、「私はそこに居ると約束する」(I promise I shall be there)は「顕在的な遂行的」(explicit performative)発言であると分類した。後者の表現形式は、*「」*では間接話法によって前者の「そこに居るだろう」という発言を行いつつ遂行している行為を顕在化したものである。この顕在的な表現形式は、言語の正確さを高める考案の中の成功例である、と彼はいう。

*「」*ではおそらくオースティンから離れて、「約束する」という遂行的発言と義務との関係について補足したい。英米の契約締結では「私は「」……を約束する」(I hereby promise to…)という慣習的・儀礼的な発言形式が用いられる。この「私は約束する」という発言は、「ある行為をなす」という自己自身の意図を発言者が記述している。しかしこの「ある行為」はこの発言の段階ではまだ実現されていない。そこで発言の相手方や第三者の視点からみれば、発言者は「ある行為」をなす「べし」(ought)と「べし」になる。他方で「ある行為をなすと約束する」と発言した者は、自己自身に対して「ある行為」をなす「べし」と言い聞かせる。

市民の生活において、責任を伴う「陳謝」をすることが真剣であるように、義務を伴う「約束」することもまた真剣である。このような場合、まだ実現していない「ある行為」の「義務」について「べし」という硬い表現が用いられるのではないだろうか。この「義務」は道徳的であるとともに法的である。そして「法的義務」とあるということは、その実現について強制装置を備えた法制度が担保しているということとである。

- (1) J. L. Austin, *How to do Things with Words*, 1962, 2d. ed., Oxford U. P., 1976, p. 5.
- (2) *Ibid.*, p. 78.
- (3) *Ibid.*, p. 79.

+

- (4) *Ibid.*, p. 94.
- (5) *Ibid.*, p. 102.
- (6) J. R. Searle, *Austin on Locutionary and Illocutionary Acts*; G. J. Warnock (ed.), *Essays on J. L. Austin*, Clarendon Press, 1973, pp. 139-144.

五 むすびにかえて——存在命題から当為命題への推論

一 さて本題に戻る。オースティンは「私はX(そこに居るだろう)を約束する」という顕在的に遂行的な発言は、ある行為を遂行しているのだから、単に行為を「記述している」のではない、と説明した。この説明は複雑である。ここでXとは「居るだろう」という将来の行為である。他方で「私は約束する」という発言は現在の行為の「記述」でもあり、将来においてXという行為を遂行するつもりだという「遂行的」発言でもある。

前述のように一九六八年のF・R・サールはオースティンの発話行為と発話内行為との区別が曖昧であると批判したのであるが、その以前の一九六四年に、「どのようにして当為を存在から導出するか」と題する論文において、英国の哲学者D・ヒュームの発見に由来するといわれる「事実の陳述から価値の陳述を導出できない」というテーゼ⁽¹⁾あるいは「記述的陳述から評価的陳述を導出できない」というテーゼに対して、大胆に疑念を表明した。

サールは次のような一連の陳述の吟味を要請する。

- (1) 「甲は次の言葉を発言した。『私は「」に貴殿乙に五ドル支払つと約束する』と」。
- (2) 「甲は乙に五ドル支払つことを約束した」。
- (3) 「甲は乙に五ドル支払つ債務を引受けた」。
- (4) 「甲は乙に五ドル支払つ債務を負っている」。

道徳判断における存在命題から当為命題への推論 (田中)

(5) 「甲は乙に五ドル支払うべきである」。

この例の(4)は英語では“is under an obligation to”と表現される。また(5)は英語では“ought to”と表現される。この陳述における(1)から(5)までの文章表現の置換に文法的な誤りがないとすれば、ここで(4)の存在命題から(5)の当為命題が導出されたことになる。逆にいえば、(5)の当為命題は(4)の存在命題に還元しうることになる。

しかしこのサール説に対してただちに次のような異論が次々に表明されている。

二 英国のフルウは、オースティンにおいても記述と遂行との区別が不分明であり、存在と当為との極端な峻別を唱えることはすでに時代遅れであると認める。しかしフルウはヒュームのテーゼを維持する立場から次のようにサールの議論を検討する。

サールの(1)の「甲は発言した」の陳述や(2)の「甲は約束した」の陳述は記述的である。ところが(5)の「べし」を含む結論は規範的である。この点は熟慮を要する。サールは、「私はここに約束する」という発言がなされたことが直ちに「約束した」ことになるのは経験的条件に基づくとみなしている。しかし仮に甲が「私はここに約束する」と発言したとしても、ただちに契約をしたことにはならず、その契約が無効や取消になることもある。すなわち甲が一定の法制度的状況のもとで「私はここに約束する」と発言することは、甲が約束や契約の法制度を受容することである。⁽²⁾

三 ヘアは、フルウのいう「制度へのコミット」を野球のルールに即して説明する。

たとえば打者や走者が「アウトだ」(is out)と宣告されるのは、ルールに定められた条件を満たしたがゆえに塁上から「去らねばならぬ」(is obliged to leave)と告げられるのである。

約束も同様である。約束するといふ行為の「記述」から明白に「指図的な」(prescriptive)結論が導き出るのは

英語の経験的な用法によるのではなく、「制度的事実」(institutional facts)に由来するのである。⁽³⁾

四 米国のトムスン夫妻は、フルウにおいては暗示的であった次の論点を明確にした。すなわちトムスン夫妻によると、サールのモデルにおける(3)の「甲は支払債務を負った」から(4)の「甲は支払債務を負う」への推論とこの(4)の「是」から(5)の「べきである」(ought)への推論は性質が異なるという。「甲は支払債務を負う」からといって、この事実の判断に異議が生ずる場合もあり、ただちに「支払うべきである」ということにはならない。⁽⁴⁾

五 ところで上述のサール説をめぐる論争の直前に、そもそも「偉大なるヒューム」は存在命題から当為命題への演繹の可能性を否定していたか、という問題をめぐる論争があった。この論争はサールによる問題提起の背景的な事情を明らかにするである。⁽⁵⁾

とりあえずヒュームが一八四〇年の『人性論(第三卷)』において存在と当為との関係について書いている箇所を引用する。

「従来の道徳体系において」私は突然に気づいて驚くのだが、命題の通常の繫辞であるIsおよびIs notの代わりにOughtあるいはOught notで結合されていない命題には全く遭遇しないのである。……「OughtおよびOught notは、ある新しい関係すなわち断定を示しているから、観察され、説明される必要がある、同時に、それと全く異なる他のものからの演繹でありうるかの理由が示されるべきである」。⁽⁵⁾

この箇所は R・M・ヘアや A・フルウ (Flew) や A・N・フライヤ (Prior) や P・H・ノウエルスミス (Nowell-Smith) の著書によつて、ヒュームが事実判断と道徳判断との峻別を先駆的に洞察していた箇所であると高く評価されてきた。これが通説であったとみなしてもよい。しかし反対派の A・C・マッキンタイア (MacIntyre) や G・ハンター (Hunter) や W・D・ハドソン (Hudson) らは、歴史的解釈からすれば、この箇所は

ヒュームの「徳」論の傍論であった。ヒュームは読者に対してこの区別を明瞭にしない道徳体系に用心せよと警告をしたにすぎない、と解釈する。その上で、ハンターのように「ヒュームの道徳判断は事実の陳述であった」と解釈しうるか、またマッキンタイアのようにヒューム自身が存在命題から当為命題を演繹できると考えていたか、という点については、反対派の内部でも微妙に意見が分かれる。

この論争において注目したいのは、存在と当為とを架橋しうる観念を欲求・欲望・快楽・幸福・健康などに求めようとするマッキンタイアの「当為」観念の理解である。彼はいつ「ヒュームにとって『当為』の観念は、利害のコンセンサスの観念との関係でのみ説明が可能だといつことに尽きる。あることをなすべきだと語ることは、共通に受容されたルールが存在することを肯定するということである」と。だがハドソンは、ヒュームの著作には「当為」や「ルール」についてのこのような理解は見当たらないとマッキンタイア説を批判した上で、フットボールのルールを例示しながら、ルールの存立条件の考察において「論理的に道徳性を構成するもの」と「道徳性が生ずる環境」とを区別する必要があると、と提言している。⁽⁹⁾ 以上のような「当為」の概念を中心とした道徳言語分析の成果の紹介によって、一九六四年にハドソンが挙げたフットボールのルールの例は、同じ年にヘアによってより詳しく展開された経過が明らかになったであろう。

六 結論を述べよう。本稿は、一定の状況のもとでは、存在命題から当為命題を推論しようというサールの主張を基本的に支持したい。ここで「一定の状況」とは、フルウやヘアがいうように「私は約束する」と発言する甲が、この発言が法的にも道徳的にも「約束」をしたことによる義務を負うことになることを熟知しており、約束しないしは契約の制度にコミットした、という状況である。フルウやヘアの貢献は、サールが曖昧にしていた「制度的事実」を顕在化したことにある。しかしサールに対するヘアの批判はいずれかといえば好意的なものである。

なぜかといえば、「甲は支払を約束した」という事実の陳述から「甲は支払うべきである」という規範的な当為命題への推論が文法上は問題がない、というサールの主張は、かつて命令文から当為命題への推論を試みたヘアのアイデアを発展させたものと評価しうるからである。

サールが設定したモデルは、適法な約束ないし契約にもつく道徳的義務ないしは法的義務の生成についての陳述の事例である。甲は約束によって、この義務を任意に(自己の意思決定によって)引受けたのである。その義務を表現する言葉としては「スollen」(ought, sollen)が最適である。ちなみに法規範は契約による法的義務の設定のみから生成するわけではない。かつてオースティンが「遂行的発言」の研究によって法学者に示唆し、まもなく同僚のハートが『法の概念』(一九六二年)において図式化した「権能の付与」型のルールもまた法規範の重要な構成部分であることは改めて言及しな⁽¹⁰⁾。

- (1) J. R. Searle, How to derive 'ought' from 'is': Hudson, op. cit., pp. 120-143.
- (2) A. Flew, On not deriving 'ought' from 'is', Hudson, op. cit., p. 139.
- (3) R. M. Hare, The Promising Game, Hudson, op. cit., p. 155.
- (4) James and Judith Thomson, How not to derive 'ought' from 'is', Hudson, op. cit. p. 163.
- (5) D. Hume, A Treatise of Human Nature, 2nd ed., Oxford U. P., 1978, p. 463.
- (6) G. Hunter, Hume on is and ought: Hudson, Is-Ought, p. 60.
- (7) A. C. MacIntyre, Hume on 'is' and 'ought': Hudson, op. cit., pp. 40-41.
- (8) W. D. Hudson, Hume on is and ought: Hudson, op. cit., p. 77.
- (9) Ibid., p. 79.
- (10) この問題については私はすでに田中茂樹「H・L・A・ハートの法理学における権利と法的権能についての一考察」(関西学院大学『法と政治』三三巻四号 一九八一年)および田中「田中眞一郎派における法的義務の形態」(同誌三三巻四号 一九八二年)で論じた。